

嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書

去る5月20日、米空軍は嘉手納飛行場において、県や周辺自治体、国への事前通告なしにパラシュート降下訓練を実施した。

同訓練は、これまでより規模を拡大した訓練で、一步間違えば周辺住民を巻き込む重大な事故を引き起こしかねない極めて危険性の高いものであることから、地域住民及び県民に不安と恐怖を与えていた。

また、嘉手納基地渉外部は、「本日の降下は、伊江島における天候が要因ではない」、「嘉手納基地は日本政府に了承された降下地帯である」などとして、嘉手納飛行場の例外使用の理由を明確にしないばかりか、伊江島で中止になった訓練の補完であると発表しており、今後も同飛行場での降下訓練が自由に実施できることを示唆している。

このような中にあっても、米軍の一方的なやり方を容認する政府の姿勢や、事前通告なしに既成事実として認めざるを得ないような状況を積み重ねる両政府のやり方は、訓練の恒常化・固定化につながりかねず、到底容認できない。

そのほか、ことしに入り、米軍属による交通死亡事故不起訴処分、米軍人の息子らによる強盗事件、米少年によるタクシー強盗事件に関連した慰謝料不払いなどの事件・事故等が相次ぎ発生しているが、特に、ことし1月に沖縄市で交通死亡事故を起こした米軍属男性を、日米地位協定に基づき不起訴とした那覇地方検察庁の処分に対し、那覇検察審査会は「不起訴処分は不当で起訴相当」と議決した。

これは、米側が米軍属男性を5年間の運転禁止とした処分は不当に軽く、公務認定の裏づけが不十分であるということであり、公務中の範囲について明確にすることが今求められている。

本県議会は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、日米地位協定の問題点や見直すべき事項等を強く訴えてきたところであるが、日米両政府が一向に見直しに向けた取り組みを行わないことは、まことに遺憾である。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び人権を守る立場から、今回のパラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、今後、同飛行場におけるパラシュート降下訓練を中止し、日米地位協定の抜本的見直しを行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

） あて